

同じ仕事に、同じ給与を？

いつもお世話になっております。

皆様は、『同一労働、同一賃金制度』をご存知でしょうか。
簡単に言うと、同じ労働をしている人に、同じお給与を支払いたししょう。
という制度です。当然では？と思われるかもしれませんが、日本の
給与は仕事の内容ではなく、雇用形態が決まっている側面もあります。
今回、政府が指針で挙がっている、正社員と非正規社員の
処遇格差の是正は、たとえば下記のようなものです。

＊是正例＊

- ・ 同一仕事で同一働き方なら通勤手当や出張旅費の相当を同じに
- ・ 「店長手当」などの職責に応じた手当は同水準に
- ・ 業務実績に基づいて支払うボーナスには差をつけない。

現行法でも正規社員とパートなどの待遇に差をつけることを原則
禁じていますが、規定があいまいな為、実効性に乏しいことが実状でした。
そこで今回は具体的な禁止事項を例示して働き手の待遇の格差を
極力なくし、指針を守らない企業には説明を求めることも検討しています。

一方、日本では勤続年数が長いほど賃金が高くなる年功賃金
体系が一般的のため、厳格な同一労働同一賃制度を導入すると、
混乱を招きかねないとの指摘もあります。実際、日本では雇われた時の
職務内容があいまいであり、いづれ(雇用形態)で職責の軽重を判断し、
給与が左右されている面も多々あるようです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。